

各論点と見直しの考え方

1. 調査契機・履歴調査		
条例 81条の4	法 4条 (新規)	
	目的：土壤汚染把握のための調査契機の拡充	
<p>履歴調査報告 (81条の4_1項) 敷地が3000㎡以上の形質変更の場合、土地所有者等は土地の利用履歴等について調査し報告 (除外規定) 一般の人が立ち入らない工場・事業場として利用される場合</p> <p>報告事項</p> <p>有害物質使用特定施設等の有害物質の使用、処理の状況 土地の利用履歴、管理有害物質の使用等の履歴</p> <p>土壤汚染状況調査 (81条の4_2項) 有害物質使用の可能性がある場合、土地所有者等が土壤汚染調査を実施し、知事へ報告</p>	<p><調査契機の追加></p> <p>形質変更届出 (4条1項) 形質変更部分が一定規模以上の場合、土地所有者は形質変更届出を提出 1 (除外規定) 軽易 2 及び規則で定める行為、非常災害のための応急措置の場合</p> <p>土壤汚染状況調査 (4条2項) 都道府県知事が土地所有者へ土壤汚染調査の実施を命令 3 (命令要件) 汚染のおそれがある場合 4</p> <p>公的書類により有害物質使用特定施設の有無</p>	<p>1 面積要件：3000㎡ 記載事項：場所、着手予定日、範囲、土地面積</p> <p>2 軽易なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地外への搬出及び土壌の流出がない、かつ、深さ50cm未満 農作業、林業作業路網整備、鉱山法規定鉱山他 <p>3 書面による命令、記載事項：土地の範囲・特定有害物質の種類、報告期限</p> <p>4 命令要件 以下のいずれかに該当する土地</p> <p>有害物質を埋設・飛散・流出漏洩・地下浸透した土地 有害物質を製造等する施設の存在している土地 有害物質を保管、貯蔵している、していた土地 濃度基準に適合しないことが明白な土地 その他 ~ と同等程度に汚染のおそれがある土地</p>
論点	課題	考え方(案)
調査契機	<p>府の場合、規模の小さな開発が多い。どの程度効果的に土壤汚染を把握することが可能か検証を要する。</p> <p>調査契機を拡大するには、面積要件の引き下げや、面積以外の要件(例えば、特定の業種を対象とする。)の追加が考えられる。</p>	<p>現行条例では、3,000㎡以上の敷地で形質変更を行う場合に土地の履歴調査を実施する制度としており、本制度により府域の開発面積の8割を捕捉しており、条例制定時の目標(開発面積の7割程度を把握)を達成していることから、現行制度において府域の土壤汚染の状況を効果的に把握できていると考える(参考資料1)。</p> <p>特定有害物質を使用等している業種は多岐に渡っていることから(参考資料1)、特定の業種を対象とした調査契機の設定は困難であると考えられる。</p> <p>改正法において、形質変更時に条例と同様の調査契機が規定されたことから、土地の形質変更に伴う土壤汚染状況調査の調査契機については、法との整合を図ることとし、このための条例の規定整備が必要である。</p> <p>3,000㎡未満の土地における土壤汚染の発見や、適正な対策を促進するため、広く実施されている自主調査について、府が関与する仕組みが必要である(論点2参照)。</p> <p>法・条例に基づく他の調査契機について 現行法3条や条例81の5、6では、土地の形質変更の面積や事業場の業種にかかわらず、特定有害物質使用施設の廃止時や特定有害物質使用施設の設置工場等の敷地で形質変更する場合に、土壤汚染状況調査の実施を課している。</p>

履歴調査	<p>条例では、土地所有者に土地の使用履歴等の調査を義務付け、その結果を基に土壤汚染状況調査を実施している。改正法では、土地所有者に形質変更届出を義務付け、公的な書類や記録等で特定有害物質の使用や過去の汚染が明確な場合のみ知事の命令に基づき土壤汚染状況調査を実施することになる。そのため、土壤汚染状況調査を行う機会や内容は限定され、他の要因による汚染を把握できないおそれがある。</p>	<p>3,000 m²以上の形質変更に係る土壤汚染状況調査については、<u>汚染を早期に発見し、汚染の拡大を未然に防止するとともに、改正法の命令に基づく調査を補完するため、土地の履歴調査に基づく調査の実施を求める制度を設け、土壤汚染の状況を的確に把握することが必要である。</u></p>
履歴調査方法の標準化	<p>現行条例の土地の使用履歴等は、住宅地図、航空写真、関係者ヒアリング等をもとに調査されている。調査の実施者によって調査範囲や内容に差異が生じないようにする必要がある。</p>	<p>履歴調査の<u>報告事項、及び調査方法を見直し、内容・方法の明確化・標準化を図る必要がある。</u></p> <p>例えば、以下のような報告事項や調査方法が考えられる。</p> <p>< 報告事項 > 対象地の工場・事業場の有無・業種、埋設廃棄物の有無・種類、自主調査の有無・概要、土壤搬出の有無等</p> <p>< 調査方法・手順 > 土地利用形態の変遷調査 府立図書館所蔵の住宅地図（昭和 35 年頃～直近年）を参考に、土地の利用変遷を調べ、工場等の有無を把握する。昭和 35 年までに田畑・山林等に行き着かない場合は航空写真（国土地理院提供）、閉鎖登記簿謄本の地目などを参照する。 工場・事業場の業種の特定 工場便覧（府立図書館蔵書（昭和 45 年～平成 6 年）、商業登記簿謄本などを基に存在を確認し、業種を特定する。 使用等の可能性のある有害物質の選定 過去の使用記録や関係者へのヒアリング（管理者、工場長等、使用物質等についての管理責任のあった複数の者を対象）により選定する。</p>

2 . 自主調査		
条例	法 14 条（新規）	
規定なし	<p>目的：土壤汚染状況把握のための制度拡充及び講ずべき措置の内容の明確化</p> <p>< 自主調査の申請制度 > 区域指定の申請制度(14 条) 自主調査により汚染判明した場合、土地所有者は都道府県知事に区域指定を申請可能 1</p> <p>1 所定の様式により申請 記載事項：代表者氏名、土地範囲、調査対象特定有害物質の種類、採取地点・年月日・計量証明事業者・調査結果、調査実施者 添付書類：周辺地図、土地範囲図面、調査結果報告書、登記簿謄本、所有者の合意書等</p>	

論 点	課 題	考 え 方 (案)
自主調査への関与	<p>改正法では自主調査の申請制度が創設されたが、調査実施者の意向を考慮すると、本制度は区域指定を受けるため、申請は少ないと予想される。また、自主調査の報告や法への移行申請がなされない場合、不適正な対策による周辺住民への健康リスクの増加や汚染土壌の不適正処理が懸念される。</p> <p>現在、大阪府では自主調査について調査実施者から相談のあった場合、客観的な評価が可能となるように、法に準じた調査や措置の方法を採用するよう指導している。また、その場合には自主調査の報告を受け付けている。</p>	<p><u>自主調査について、府域の土壌汚染の状況を広く把握するとともに、適切な調査の実施や対策の促進を図るため、引き続き、府が関与していく必要がある。</u></p> <p>これまでの府の関与の実績を踏まえるとともに、自主調査が法や条例に準じた客観性の高いものとなるよう、また法への移行申請が技術的に可能となるよう<u>調査方法や調査結果、対策内容等について確認したり、技術的な助言を行う仕組みが適当である。</u></p>
自主調査結果等の情報公開	<p>法・条例の対象外である自主調査は、一般的に行政や周辺住民等の第三者が知ることができないため、その汚染の状況や対策の状況が不明である。</p>	<p>府が関与し入手した自主調査の情報について、周辺住民をはじめ府民に提供するなど、法、条例の対象となった土地と同様に<u>情報を公表する仕組みが必要である。</u></p> <p>例えば、以下のような公表方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所在地、基準超過物質、面積、措置内容、措置の進捗等の情報を台帳等で閲覧できるようにする。 ・ホームページ上で府民にわかりやすく公表する。

3 . 区域指定

条例 81条の8	法 6条、11条 (改正)	
<p>区域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準を超過した土地を下記のとおり指定 <p>管理区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域台帳の調製、保管、閲覧 <p>(記載事項)</p> <p>区域概況、汚染状態、措置・形質変更状況等</p> <p>措置命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康リスクがある場合」 汚染の除去等の措置命令 ・「健康リスクがない場合」 形質変更時の届出 施行方法に対する計画変更命令 	<p>目的：規制区域の分類による講ずべき措置の明確化</p> <p><規制対象区域の分類></p> <p>区域指定 (6条1項、11条1項) 1</p> <p>指定基準超過した土地を下記いずれかの区域に指定</p> <p>要措置区域 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域</p> <p>形質変更時要届出区域 形質変更時に届出が必要な区域</p> <p>区域台帳の調製、保管、閲覧 (15条) 2</p> <p>【要措置区域】</p> <p>指定の公示 (6条2項、5項) 3</p> <p>措置指示等 (7条1項) 4</p> <p>知事が土地所有者へ汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示する</p> <p>土地の形質変更禁止 (9条)</p> <p>(除外規定) 指示措置として行う行為、簡易な行為 5、非常災害のため</p> <p>【形質変更時要届出区域】</p> <p>形質変更時の届出 (12条1項)</p> <p>(除外規定) 簡易な行為 5、既に着手していた行為、非常災害のため</p> <p>施行方法に対する計画変更命令 (12条1項)</p>	<p>1 指定の要件</p> <p>要措置区域 指定基準超過 + (溶出)周辺飲用井戸等の存在、(含有)一般の人が立入可能</p> <p>形質変更時要届出 指定基準超過で上記以外</p> <p>2 要措置と形質変更時要届出を区別して保管</p> <p>3 追加公示事項 指定 “指示措置”、解除 “講じられた指示措置”</p> <p>4 指示措置の種類 土地の種類(基準超過、土地利用状態)毎に講ずべき措置選定</p> <p>5 簡易な行為 次のいずれにも該当しないもの</p> <p>・指示措置に関する構造物の変更</p> <p>・面積 10 m²以上かつ深さ 50cm 以上の形質変更</p> <p>・3m 以上の形質変更</p>

論 点	課 題	考え方(案)
区域の区分	<p>管理区域は「汚染された土地」、「危険な土地」という評価が一般的になされるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定を回避・解除するため、掘削除去等の措置が取られる事例が大半を占め、汚染の状況や健康へのリスクの度合いに応じた合理的な対策が行われていない。 ・その結果、多大な対策費用が生じることになり、土地活用等が進まない等の問題が生じている。 	<p>区域毎に必要な対策を明確にするため、条例においても、改正法に合わせ、管理区域を「<u>汚染の除去等の措置が必要な区域</u>」、「<u>形質変更時に届出が必要な区域</u>」の2区域に分割する必要がある。</p> <p><u>区域指定の際の措置指示の制度についても、法に準拠した制度とする必要がある。</u></p>
指定された区域の情報公開	<p>土壌汚染があった土地について、その汚染状況や対策の進捗状況等の情報が十分に周辺住民等に知らされない場合、過剰な不安を引き起こすなど、混乱を招く可能性がある。</p>	<p>土壌汚染があった土地の周辺住民の安心・安全の観点から、<u>関連する情報の公開に努める必要がある。府民によりわかりやすく、かつ利便性の高い方法で公開することが適当である。</u></p> <p>例えば、以下のような公表方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所在地、基準超過物質、面積、措置内容、措置の進捗等の情報を台帳等で閲覧できるようにする。 ・ホームページ上で府民にわかりやすく公表する。

4 . 汚染土壌の管理

条例	法 16 ~ 28条 (新規)		
	<p>目的：搬出土壌の適正処理の確保</p>		
規定なし	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><汚染土壌の搬出規制></p> <p>搬出時の届出(16条1項) 搬出の14日前までに都道府県知事に届出必要 1 届出事項：汚染状態、体積、運搬方法、運搬・処理する者の氏名、処理施設所在地、着手予定日、その他</p> <p>運搬基準(17条) 2</p> <p>処理委託(18条) 搬出者は処理業者に委託しなければならない</p> <p>計画変更命令16条4項、措置命令19条</p> <p><汚染土壌管理票の交付・保存義務規定></p> <p>管理票(20条1項) 記載事項：汚染土壌の汚染状態、体積 3 運搬者、処理受託者の管理票写し送付期限、交付者の写し受け取り期限 4</p> <p><汚染土壌処理業の許可制度></p> <p>処理施設許可申請(22条1、2項) 従来の告示扱いのものを規定 汚染土壌処理を業として行うものは処理施設ごとに所在地管轄の都道府県知事の許可を受けなければならない(5年後との更新制) 5</p> <p>処理の基準(22条6項) 6</p> <p>その他 処理に関する記録・閲覧、許可取消時の措置義務</p> </td> <td style="vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <p>1 添付書類 処理委託書類、処理業許可証写し、運搬するものの構造、管理票等</p> <p>2 届出以外の行為禁止(積卸、引渡)、管理票、汚染拡散防止措置、表示義務、混載禁止等</p> <p>3 記載事項：搬出者氏名、搬出土重量、交付年月日・交付番号、積替場所、処理施設名称</p> <p>4 回付期限 受取から30日以内、交付者の写受取期限 交付日から90日以内、保存期間5年</p> <p>5 記載事項 処理施設種類(浄化、セメント等製造、埋立、分別)、敷地面積、廃掃法許可番号、保管設備容量、汚染土壌搬出先 添付書類 事業計画(処理工程、ガス・水質・粉塵等測定方法)、人的能力、施設構造</p> <p>6 処理基準 事業計画、環境関連法令順守、汚水・ガスの適正処理、搬入土の管理、処理施設に係る情報の掲示他</p> </td> </tr> </table>	<p><汚染土壌の搬出規制></p> <p>搬出時の届出(16条1項) 搬出の14日前までに都道府県知事に届出必要 1 届出事項：汚染状態、体積、運搬方法、運搬・処理する者の氏名、処理施設所在地、着手予定日、その他</p> <p>運搬基準(17条) 2</p> <p>処理委託(18条) 搬出者は処理業者に委託しなければならない</p> <p>計画変更命令16条4項、措置命令19条</p> <p><汚染土壌管理票の交付・保存義務規定></p> <p>管理票(20条1項) 記載事項：汚染土壌の汚染状態、体積 3 運搬者、処理受託者の管理票写し送付期限、交付者の写し受け取り期限 4</p> <p><汚染土壌処理業の許可制度></p> <p>処理施設許可申請(22条1、2項) 従来の告示扱いのものを規定 汚染土壌処理を業として行うものは処理施設ごとに所在地管轄の都道府県知事の許可を受けなければならない(5年後との更新制) 5</p> <p>処理の基準(22条6項) 6</p> <p>その他 処理に関する記録・閲覧、許可取消時の措置義務</p>	<p>1 添付書類 処理委託書類、処理業許可証写し、運搬するものの構造、管理票等</p> <p>2 届出以外の行為禁止(積卸、引渡)、管理票、汚染拡散防止措置、表示義務、混載禁止等</p> <p>3 記載事項：搬出者氏名、搬出土重量、交付年月日・交付番号、積替場所、処理施設名称</p> <p>4 回付期限 受取から30日以内、交付者の写受取期限 交付日から90日以内、保存期間5年</p> <p>5 記載事項 処理施設種類(浄化、セメント等製造、埋立、分別)、敷地面積、廃掃法許可番号、保管設備容量、汚染土壌搬出先 添付書類 事業計画(処理工程、ガス・水質・粉塵等測定方法)、人的能力、施設構造</p> <p>6 処理基準 事業計画、環境関連法令順守、汚水・ガスの適正処理、搬入土の管理、処理施設に係る情報の掲示他</p>
<p><汚染土壌の搬出規制></p> <p>搬出時の届出(16条1項) 搬出の14日前までに都道府県知事に届出必要 1 届出事項：汚染状態、体積、運搬方法、運搬・処理する者の氏名、処理施設所在地、着手予定日、その他</p> <p>運搬基準(17条) 2</p> <p>処理委託(18条) 搬出者は処理業者に委託しなければならない</p> <p>計画変更命令16条4項、措置命令19条</p> <p><汚染土壌管理票の交付・保存義務規定></p> <p>管理票(20条1項) 記載事項：汚染土壌の汚染状態、体積 3 運搬者、処理受託者の管理票写し送付期限、交付者の写し受け取り期限 4</p> <p><汚染土壌処理業の許可制度></p> <p>処理施設許可申請(22条1、2項) 従来の告示扱いのものを規定 汚染土壌処理を業として行うものは処理施設ごとに所在地管轄の都道府県知事の許可を受けなければならない(5年後との更新制) 5</p> <p>処理の基準(22条6項) 6</p> <p>その他 処理に関する記録・閲覧、許可取消時の措置義務</p>	<p>1 添付書類 処理委託書類、処理業許可証写し、運搬するものの構造、管理票等</p> <p>2 届出以外の行為禁止(積卸、引渡)、管理票、汚染拡散防止措置、表示義務、混載禁止等</p> <p>3 記載事項：搬出者氏名、搬出土重量、交付年月日・交付番号、積替場所、処理施設名称</p> <p>4 回付期限 受取から30日以内、交付者の写受取期限 交付日から90日以内、保存期間5年</p> <p>5 記載事項 処理施設種類(浄化、セメント等製造、埋立、分別)、敷地面積、廃掃法許可番号、保管設備容量、汚染土壌搬出先 添付書類 事業計画(処理工程、ガス・水質・粉塵等測定方法)、人的能力、施設構造</p> <p>6 処理基準 事業計画、環境関連法令順守、汚水・ガスの適正処理、搬入土の管理、処理施設に係る情報の掲示他</p>		

論 点	課 題	考え方(案)
汚染土壌の搬出・処理等	改正法では搬出や処理の規制が追加されたが、現在、条例上の規定はなく、法との整合性が取れないおそれがある。	<p>搬出汚染土壌の適正処理を確保するため、<u>法に合わせるなど、搬出規制に関する制度が必要である。</u></p> <p>規制の内容としては、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出時の届出 ・運搬基準・処理委託 (処理について、特定有害物質は法の汚染土壌許可施設への委託。ダイオキシン類は知事による事前の確認) ・計画変更命令、措置命令 ・汚染土壌管理票による管理
受入れ土砂の確認	近年、土木工事に伴う建設発生土は、再使用するため工事間で流用するなど、他の土地で掘削された土砂が別の土地造成のために利用されている。その際、汚染された土砂が混入した場合、汚染が他の土地や地下水に拡大する。	<p>建設発生土等の再使用に伴う<u>土壌汚染の拡大を防止し、受入側の責任を明確にするため、土砂を受け入れる土地所有者等はその汚染状況等の確認に努める必要がある。</u></p> <p>【参考：他県等の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <千葉県> 千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 <埼玉県> 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

5.情報の引継ぎ

条例	法
規定なし	規定なし

論 点	課 題	考え方(案)
情報の引継ぎ	<p>現在、土地売買等の際に土壌汚染に係る情報が引継がれることは少なく、新しい土地の所有者は効果的に、かつ適切に土壌汚染の把握が困難な状況となっている。また、汚染が把握されないまま土地の掘削等が行われると汚染土壌が他の区域に拡大するおそれがある。</p> <p>宅地建物取引業法第 35 条では、土壌汚染対策法の指定区域に係る情報を重要事項として説明するよう求めている。</p>	<p>土地の所有者等が土壌汚染を効果的、かつ適切に把握するため、<u>土地の取引や事業の継承時に有害物質取扱い状況や過去の土壌汚染調査結果等の土壌汚染に係る情報を引継ぐ仕組みを設ける必要がある。</u></p> <p>【参考：他県等の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <東京都> 土壌調査・処理に係る情報の保管・承継義務 <神奈川県> 有害物質使用記録情報の承継、 土壌調査、公害防止計画の記録・保存、承継

6. 指定調査機関		
条例 81条の12～21	法 29～43条 (改正)	
	目的：指定調査機関の信頼性の向上	
<p>指定調査機関の申請制度</p> <p>土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、規則で定める基準に適合するものであること</p> <p>< 指定の基準 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理的基礎に係る基準 債務超過となっていないこと。 必要な人員を確保する能力を有していること ・ 技術的基礎に係る基準（以下いずれかの者を設置） 3年以上の実務経験 地質調査業、建設コンサルタント業の技術上の管理 上記と同等以上の技術 	<p>指定調査機関の申請制度</p> <p>< 指定の基準 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理的基礎に係る基準 ・ 技術的基礎に係る基準 1 <p>指定の更新制度（5年毎）【新規】</p> <p>技術管理者の設置及び職務【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合 2 ・ 調査等に従事する者の監督 	<p>1 指定調査機関の指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術管理者証の交付を受けた者を置いていること ・ 技術管理者が他の者の監督に当たること ・ 技術管理者が適切に配置されていること <p>2 技術管理者の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術管理者試験に合格 ・ 3年以上の実務経験 等
論 点	課 題	考え方(案)
指定調査機関	<p>府の指定調査機関の指定基準は法と同様であったため、府の機関のうち91%が国の指定を受けており指定調査機関の事務手続き等の負担が増している（近年、新たな条例による指定は非常に少ない）。</p> <p>改正法では指定調査機関の能力及び信頼性向上を図るための制度（指定基準の改正、指定の更新）が導入され、府の指定調査機関との整合性を図る必要がある。</p> <p>ダイオキシン類は条例独自の規制対象物質であるため、現在、大阪府では試料採取方法等について指定後の講習で説明している。</p>	<p>改正法により指定機関の信頼性が高まることや、調査機関の申請手続きによる負担を考慮するとともに、法との重複を避けるため、条例に基づく土壤汚染状況調査についても法の指定調査機関が実施する制度とし、条例独自の指定制度は廃止しても支障はないと考える。</p> <p>現在府の指定を受けている調査機関は、<u>今後一定期間は指定が継続されるよう配慮する必要がある。</u></p> <p>ダイオキシン類の調査について ダイオキシン類の調査に特別必要な技術は試料分析の部分であり、土壤汚染状況調査の試料分析については、「計量法」に基づく計量証明事業所が実施することにより調査の精度が確保されている。</p>
7. その他		
論 点	課 題	考え方(案)
<p>リスクコミュニケーションの促進</p> <p>情報の収集、提供等</p>	<p>土壤汚染対策を円滑に進めるためには、土壤汚染問題に対する正しい知識の普及や理解の促進が不可欠であるが、現在、十分に理解されているとは言えない。</p> <p>府域の土地の汚染の有無、汚染度合い等が統括的に整理され、その情報が公開されることにより、土地の開発や活用は効率的に進めることができる。そのため、情報公開等の方法について検討する必要がある。</p> <p>改正法（第61条）では知事は区域内の土地の汚染の状況に関する情報を収集、整理し、適切に提供するよう求められている。</p>	<p>効果的な土壤汚染対策を円滑に進めるため、今後、リスクコミュニケーションの促進が必要である。そのためには、土壤汚染に関する情報の積極的な公表、調査機関やNPO、また土地取引等に関わる不動産関係者、銀行、保険会社等と連携し、土壤汚染に対する知識の普及啓発や勉強会の開催等の取り組みを進める必要がある。</p> <p>府に報告のあった履歴報告結果（特定有害物質の使用の履歴がない場合を含む）や土壤汚染状況調査結果、自主調査結果等、府域の土地情報をリストやマップ等で整理し、公開するなど、わかりやすい情報提供の方法について検討する必要がある。</p>

